

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和7年2月4日から的大雪」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2025年4月30日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。  
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

適用都道府県	適用市町村	法適用日
福島県	会津若松市 喜多方市 南会津郡檜枝岐村 南会津郡只見町 南会津郡南会津町 耶麻郡北塩原村 耶麻郡西会津町 耶麻郡磐梯町 耶麻郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 河沼郡湯川村 河沼郡柳津町 大沼郡三島町 大沼郡金山町 大沼郡昭和村 大沼郡会津美里町	2月7日

福島県	岩瀬郡天栄村 南会津郡下郷町	2月9日
	郡山市	2月10日
新潟県	長岡市 東蒲原郡阿賀町	2月7日
	十日町市 魚沼市	2月9日
	上越市 中魚沼郡津南町	2月10日
	妙高市	2月12日

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）